

## 奨学金制度の充実等を求める意見書

学費が高騰し、一方で世帯年収が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっています。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を受給しなくては、学業を続けられないのが実態であります。

我が国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付の奨学金（第2種奨学金）となっています。

近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加などから、卒業後も奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しています。同機構は、返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題ともなっています。

よって、国におかれては、学習意欲と能力のある未来を担う若者が、家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境をつくるため、下記の事項について奨学金制度の改善を実施されるよう強く要望します。

### 記

- 1、高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すること。
- 2、無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息については、さらに引き下げ、所得に応じた無理のない返済制度を創設すること。
- 3、有利子奨学金の利率を引き下げること。
- 4、返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の条件の緩和、周知と拡充を図り、柔軟に適用させること。
- 5、大学等の授業料免除制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日

水 俣 市 議 会